

# 岐阜市消防本部

# 女性活躍推進計画



平成28年4月  
岐阜市消防本部

岐阜市消防本部

GIFU CITY FIRE



# 【活躍する本市の女性消防吏員】



## 1 はじめに

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行と、これによる「1億総活躍社会」実現に向けて、潜在している女性力の活用が求められているが、消防の分野において、平成27年4月1日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は2.4%と非常に少なく、女性活躍推進に係る取組では他の分野に大きく遅れている現状となっている。

消防組織に女性消防吏員を増加させることは、まず、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し住民サービスの向上が図られることにある。さらに、多様な視点で物事を捉える組織風土、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図られる。

消防庁が開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」において、報告書が取りまとめられ、本市消防本部としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進める必要があり、取組の強化に速やかに着手し、積極的な取組を行うものとする。

本計画は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に定めるもののほか、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）により示された事項に関して、消防本部として女性消防吏員の活躍推進に必要な取組を定めるものである。

## 2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とする。ただし、計画期間中に見直しが必要となった場合には、その都度見直しを行うものとする。



### 3 岐阜市における女性職員活躍の推進に関する特定事業主行動計画

#### (1) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

#### (2) 計画上の数値等

○平成32年度までに、事務職の採用者の女性割合を、平成26年度の実績(31.4%)より19%引き上げ、50%にする。技術職(土木等)の女性採用者を毎年1人以上にする。また、消防職については、平成32年度までに10人以上採用する。

○平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績(13.4%)より7%引き上げ、20%以上にする。

○平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の産前産後補助休暇(5日間)及び出産補助休暇(2日間)の取得率を100%にする。

○平成32年度までに、育児休業の取得率を男性職員は13%以上、女性職員は100%にする。

○平成32年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得日数を、平成26年度実績(8.5日)より6割以上引き上げ、14日以上にする。

○平成32年度までに、年間360時間を超えて超過勤務を行う職員の割合を、平成26年度の実績9.8%から5%以下にする。



#### 4 女性消防吏員の計画的な増員

総務省消防庁から平成38年度当初までに女性消防吏員の比率を5%にするよう数値目標が示されており、今後、17人を計画的に増員するための取組が必要となる。

【算出根拠】（実員等については平成27年4月1日現在）

$$517人（実員） \times 5\% = 25.85人 \div 26人$$

$$目標人数26人 - 現状数9人 = \underline{17人}$$

##### （1）平成38年度当初までの採用計画

定年退職者数が多い年度の次年度の採用予定者数を2～3人とし、その他の年度は1人ずつの採用を目標とする。

##### 【女性消防吏員採用計画表】

年度	H29	H30	H31	H32	小計			
採用予定者数	3人	3人	2人	2人	10人			
前年度退職者数	20人	21人	10人	15人				
年度	H33	H24	H35	H36	H37	H38	小計	合計
採用予定者数	1人	1人	1人	2人	1人	1人	7人	17人
前年度退職者数	8人	6人	6人	12人	5人	9人		

##### （2）採用拡大の促進

採用拡大を促進させるには、採用試験の受験者数自体を増加させる取組が必要であるため、下記のとおり実施する。

##### ○積極的なPR活動の展開

総務省消防庁が作成する広報物品を活用しての広報活動及び「岐阜市消防吏員募集」ポスターに女性を積極的に登用するなど、本市の広報媒体を最大限活用した広報活動を展開する。

##### ○円滑な人事管理の検討

本市の女性消防吏員における育児休業取得率は100%であり、育児休業を取得した際は定数外扱いとし、その欠員を補充しているため、この対応を継続して実施していく。

## 5 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域拡大

本市においては、公平な人事配置を行っていることから、法令による制限を除き、女性消防吏員の職域は十分に拡大されている状況である。

また、各消防署（建設予定の岐阜南消防署は除く。）においても、女性専用施設が整備されている。しかし、分署における女性専用施設の整備は進んでおらず、分署に女性を配置できない状況にあること、また、本市女性消防吏員のアンケート調査結果においても、88%（8人中7人）が分署での勤務を経験したいと思うと回答していることから、本市として更なる職域の拡大を推進するために、分署の施設改修を行う必要がある。

### ○分署施設改修計画

分署に女性を配置できるよう、下表のとおりそれぞれの庁舎の建設時期を加味し、東、西、東南分署の順に改修を進めることとする。

#### 【改修計画】

庁舎名	建設年月日	H29	H30	H31
東分署	H1.3.26	○		
西分署	H4.3.28		○	
東南分署	H7.3.25			○

## 6 ライフステージに応じた様々な配慮

### (1) 仕事と子育ての両立支援

本市における仕事と子育て支援制度に関しては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、「労働基準法」に準拠しつつ、条例及び規則により下記のとおり取得できるよう制度化されている。これを促進するための『仕事と子育て充実支援プログラム推進ハンドブック（管理職用）』、『「仕事」と「子育て」ハンドブック』を策定し、全庁的な対応として、職員への周知を図っていることから、現状通りとし、更なる制度の活用促進を図る。

<子育てを支援するための休暇・休業制度>

- ・妊産婦の健診休暇・妊娠中の通勤緩和休暇・妊娠中の休憩休暇
- ・産前、産後休暇・育児休業・育児のための部分休業・育児短時間勤務
- ・育児時間休暇・子の看護のための休暇
- ・育児等を行う職員のための早出遅出勤務・妊産婦の勤務制限
- ・子育てを行う職員の深夜勤務の制限
- ・子育てを行う職員の時間外勤務の免除
- ・子育てを行う職員の時間外勤務の制限

## **(2) 女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援**

### **○メンター制度の導入**

本市女性消防吏員へのアンケート結果で、メンター制度が必要と回答した職員はいなかったこと、また、メンター制度を運用していない現状であっても、出産、育児を経験してきた職員に対して、相談等を行えている状況であることから、現状通りとし、女性消防吏員の比率が5%となった際に、改めて女性消防吏員にアンケートを行い、メンター制度の導入について検討する。

### **○育児休業からのスムーズな復帰**

育児休業中の職員への業務関連情報の提供を随時行っていくこととする。

## **(3) キャリアパスイメージやロールモデルの提示**

女性消防吏員数が圧倒的に少なく、ロールモデルとなれる女性も少ない状況であることから、現状の育児休業取得者等の経験豊富な女性消防吏員を活かしつつ、少しでもキャリアパスイメージを描き易くするため、女性消防吏員が多い消防本部の事例等を参考として、職員に対して情報提供を行っていくこととする。

## **(4) 管理的地位への登用**

平成27年4月1日現在において、女性消防吏員で管理的地位にある職員はいないため、平成38年度当初までに管理的地位にある職員を1人以上にする。ただし、階級昇任試験制度があるため、受験有資格者に対して、受験を促していくこととする。

## **(5) 研修機会の拡大**

女性消防吏員も男性と同様に、総務省消防庁消防大学校、岐阜県消防学校に随時入校をしていることから、改めての研修機会の拡大はしないが、消防大学校での「女性消防吏員活躍推進講習会」など、必要な研修については随時受講させることとする。

## **(6) 幹部職員の意識改革**

総務省消防庁からポジティブアクションとしての研修機会の拡大が示されたことに伴い、消防大学校の幹部科において、女性活躍推進に係る意識の改革・熟成等を目的とした講義が実施されることから、幹部職員に当該課程を受講させることにより意識改革の促進を図る。

## (7) 装備等の改善

女性用の被服（マタニティ用制服）、軽量の資機材の採用等の必要性については、本市女性消防吏員に対してアンケートを行った結果、全員が特に必要ないとの回答であったため、現状通りとするが、今後、装備等の進歩により、必要と判断した場合には、導入について検討する。

### 【職場では救急救命士として活躍】



### 【家庭では家事・育児に奮闘】



## 7 その他

その他、実施するにあたって、課題の検討を要する取組もあることから、当該取組については、課題解決後に実施する。また、総務省消防庁が、各消防本部のホームページとのリンクを進めており、先進事例の収集をしているところであるため、今後、本市で実現可能な事例があれば、その都度、本計画を適宜修正し、取り組んでいくこととする。

## 【消防音楽隊員として活躍する女性消防吏員】

